

別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式(第12条第2項及び第25条第1項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局変更等申請書及び届出書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

収入印紙貼付欄
(注2)

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

(注3)

また、上記の申請等(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。)に併せて、

電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注4)

記

1 申請(届出)者(注5)

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 変更の対象となる無線局に関する事項(注6)

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 備考	

3 申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号又は第2号に掲げる無線局に係る変更の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

- (1) 免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。
- (2) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
- (3) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請(届出)書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

3 該当する□にレ印を付けること。

4 申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除す

ること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

5 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請(届出)者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請(届出)者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

6 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定並びに第25条第8項の規定により一括して申請(届出)する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
- (2) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別信号(識別信号の指定の変更の申請の場合にあつては、希望する識別信号)を記載すること。
- (3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号(予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号)を記載すること。
- (4) ④の欄の記載は、次のよること。
 - ア 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28. 12. 21」のように記載すること。
 - イ 2以上の無線局について1の免許記録が作成されている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許記録に記録されている免許番号の範囲を記載すること。
 - ウ 第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一

括して申請(届出)する場合であつて、このうち一部の無線局において免許事項証明書の交付の請求を併せて行う場合は、当該交付の請求を行う無線局の免許番号を記載すること。

エ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

- 7 基幹放送局における電波法第6条第2項第9号に掲げる事項の変更の場合にあつては、第12条第1項(第25条第1項において準用する場合を含む。)に基づき添付する無線局事項書の当該変更に係る様式において、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該様式の注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- 8 申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書(書面申請等による場合に限る。)の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。
- 9 申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。